

第二次

登米市総合計画

第1編

序 論

第1章 計画策定にあたって	1
第2章 登米市の概況	5
第3章 登米市を取り巻く情勢	9

P
R
O
L
O
G
U
E

第1章

計画策定にあたって

1 | 計画策定の趣旨

本市は、平成17年4月に登米郡8町(迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町)と本吉郡津山町の合併によって誕生しました。平成18年3月には、まちづくりの指針となる「登米市総合計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

本市が誕生して15年が経過し、この間に本市を取り巻く社会経済情勢は著しく変化しています。人口減少や少子高齢化の急速な進展、東日本大震災の復興支援や防災への取組、地球温暖化^{※1}はじめとする環境・エネルギー問題など、これらの課題への対応が必要となっています。

さらには、市民ニーズの多様化、高度化が進み、画一的な行財政運営では対応が困難となっており、市民と行政による協働のまちづくりへの取組が、これまで以上に強く求められてきています。

本市では、今後も引き続き、基本構想を市の行政運営の長期的な将来ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくことが、本市のまちづくりの基本理念や将来像を実現するために不可欠であることから、第一次登米市総合計画に掲げた施策の成果の検証を踏まえ、第二次登米市総合計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

※1【地球温暖化】:二酸化炭素などの温室効果をもたらす、ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、気候が急速に温暖化すること。

2 | 計画の構成と期間

本計画は、目標年度を令和7年度とし、基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造で構成します。

(1) 基本構想(平成28年度～令和7年度)

本市のまちづくりの基本理念、目指すべき将来像、まちづくりの基本政策などを示し、長期的な視点に立ち、まちづくりの将来ビジョンを定めます。

(2) 基本計画(平成28年度～令和7年度)

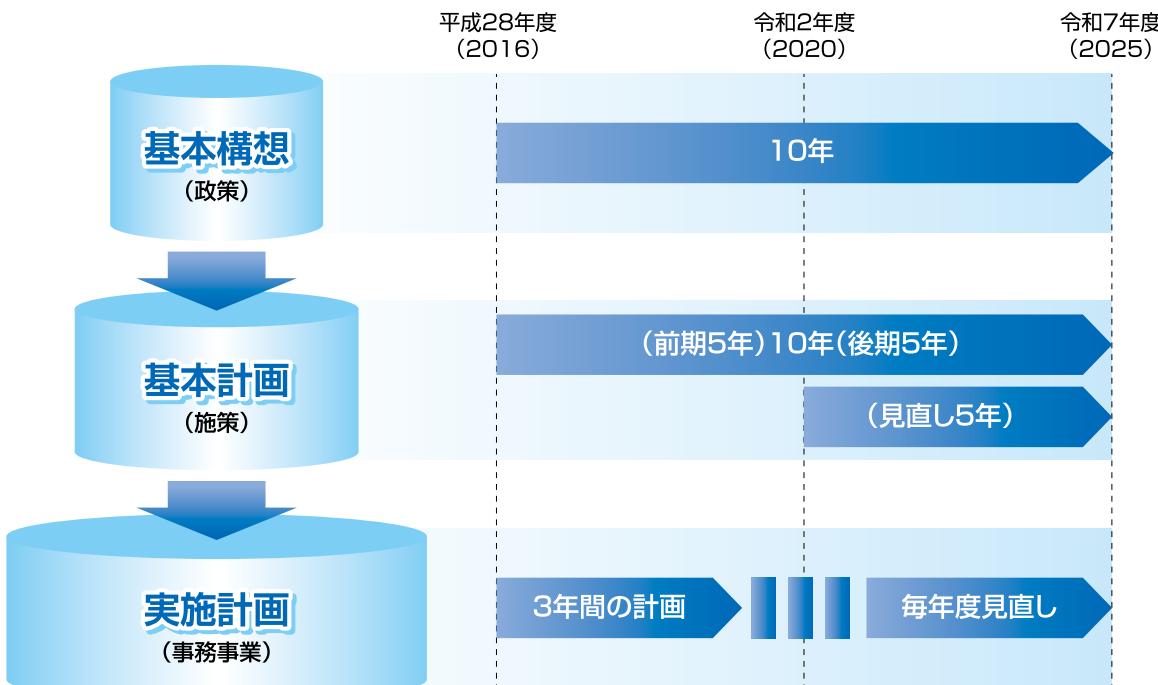
基本構想に掲げたまちづくりの将来ビジョンを実現するための施策を体系的に示すもので、各施策の分野ごとに本市の現状と課題を踏まえ、今後の方向や主要施策等を定めます。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでの取組について策定後5年を目途に見直しとともに、それぞれの58施策にSDGsの達成に向けた取組を通じ、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

(3) 実施計画(毎年度策定)

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となるものです。財政状況の変化等を勘案して、所要の補正を加えて見直すローリング方式により、毎年度3年間の実施計画を策定します。

【総合計画の構成と期間】



3 | 基本計画とSDGs

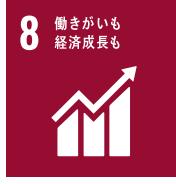
平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals=SDGs)は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために17の目標を設定しています。

SDGsの考え方は、第二次登米市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「協働による登米市の持続的な発展」に合致していることから、基本計画にSDGsの多様な目標を取り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取組を市民と連携しながら推進します。

- 目標 1** あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2** 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4** すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5** ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6** すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7** すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9** 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10** 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11** 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12** 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13** 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典:公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに外務省編集

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

登米市の概況

1 位置と地勢

本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び遠田郡に、東部は気仙沼市及び本吉郡に接し、市域面積は536.12km²[※]で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模となります。

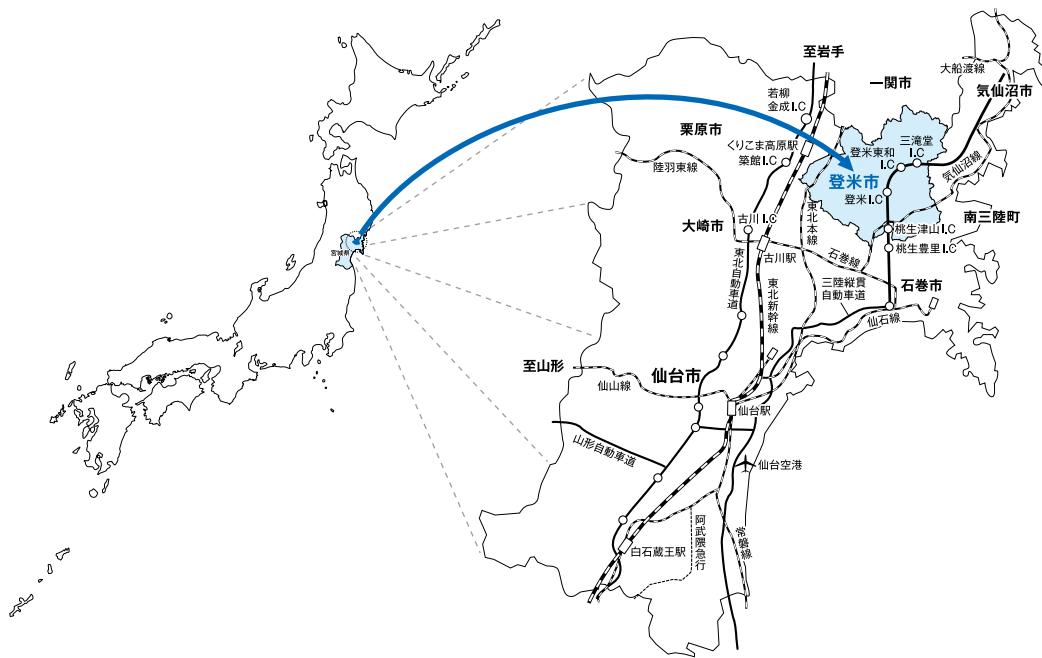
本市と周辺主要都市との直線距離は、仙台市まで70km、大崎市まで25km、石巻市まで30km、一関市まで30kmです。

地勢は、西部が丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成、県内有数の穀倉地帯となっており、環境保全米発祥の地として、宮城米「ひとめぼれ」などの主産地となっています。また、全国でも有数の肉用牛生産地として有名な地域です。

河川は、迫川、夏川が本市のほぼ中央を北西から南東に貫流し、本市東側を北から南に流れる北上川と旧北上川を介して合流しており、農業用水や上水道の水源になっています。

また、本市北西部にはハクチョウやガンなどが飛来する伊豆沼・内沼をはじめ、長沼、南部には平筒沼など湖沼も多くあります。これらの湖沼及びその周辺地区においては、ラムサール条約^{※1}登録湿地や本市の自然環境保全条例の保全地域などがあり、自然環境保全の取組が行われています。

【登米市の位置】



※国土地理院が、平成27年3月に公表した全国都道府県市区町村別の面積による。従来の面積は536.38km²

※1【ラムサール条約】:国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。

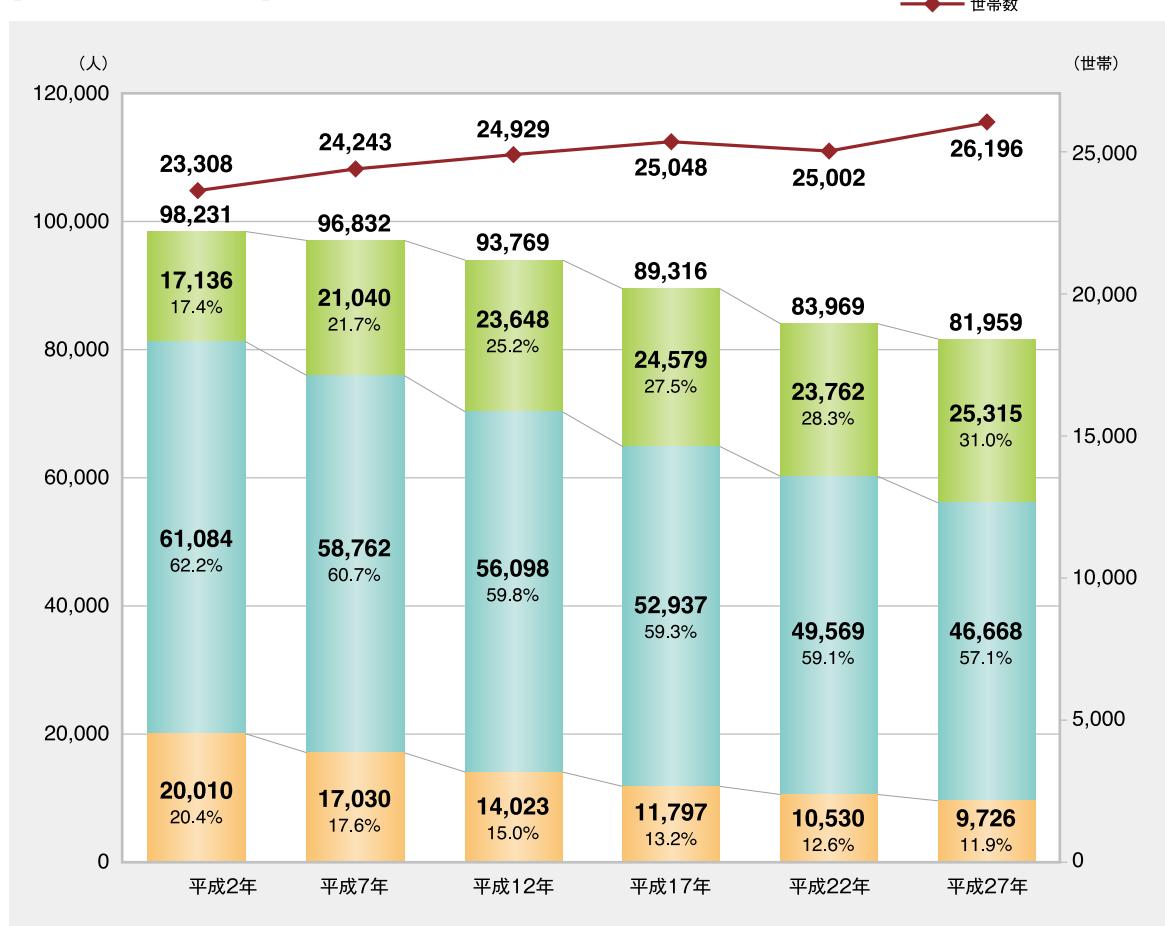
2 | 人口と世帯数

本市の人口は、平成27年国勢調査において81,959人で、平成17年国勢調査時より約8%減少しています。一方、世帯数は、平成27年国勢調査において26,196世帯で、平成17年までは増加を続け、平成22年にわずかに減少したものの、平成27年では再び増加に転じています。

年齢別3階層人口は、平成2年から平成27年の25年間で、年少人口は20,010人から9,726人に、生産年齢人口も61,084人から46,668人にそれぞれ減少していますが、高齢人口は、17,136人から25,315人に増加しています。

高齢人口の割合が21%を超えると超高齢社会といわれますが、本市においては、平成27年の時点で人口に占める65歳以上の人口割合は31.0%となっており、少子高齢化が確実に進み、超高齢社会にあります。

【人口・世帯数の推移】



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日現在)

注)：人口の合計には、平成2年に1人、平成17年に3人、平成22年に108人、平成27年に250人の年齢不詳者を含めているため、各年の年齢別3階層人口の合計数値とは一致しません。

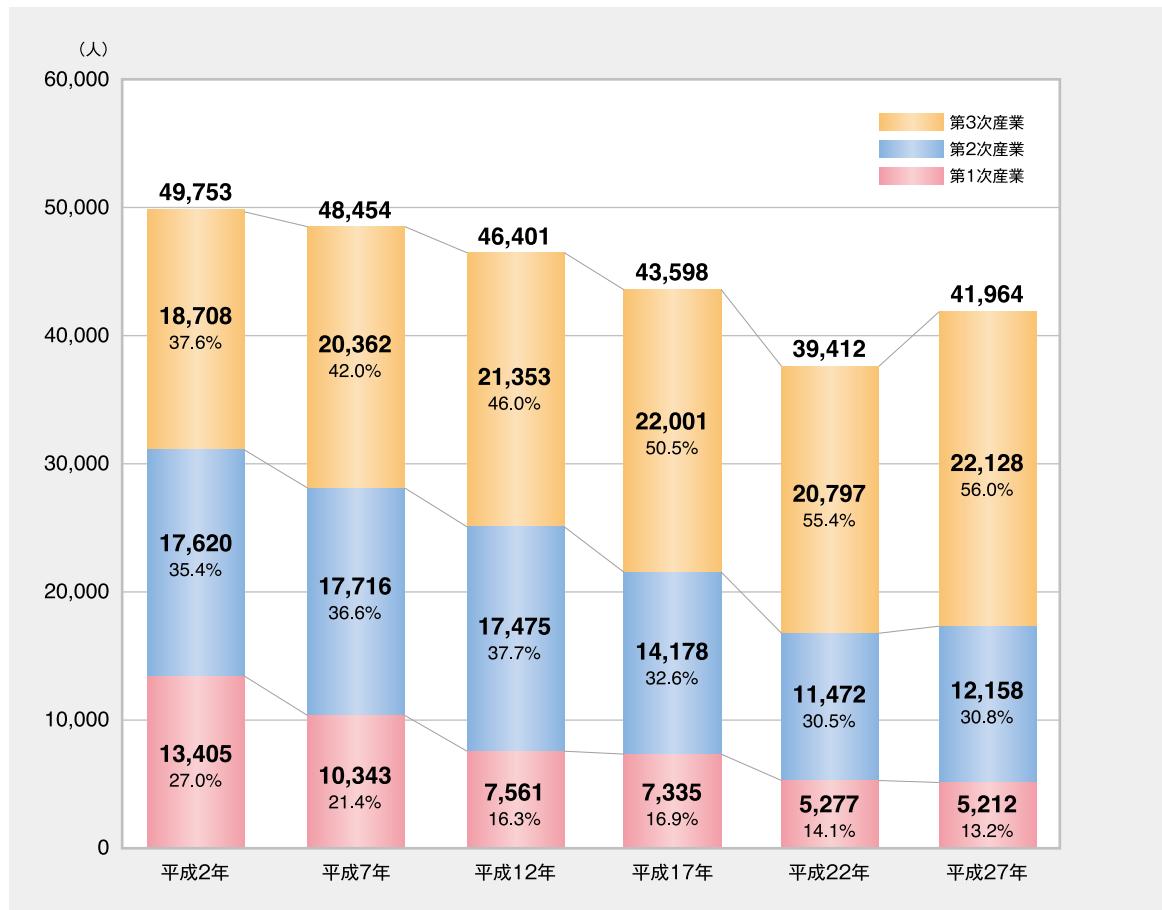
3 | 就業構造

本市の産業別に見た就業者の動向は、農林業などに従事する第1次産業と製造業などに従事する第2次産業の割合が減少し、商業などに従事する第3次産業の割合が増加しています。特に第1次産業の就業者の減少が著しく、平成2年の13,405人から平成27年には5,212人となり、25年間で約4割まで減少しています。

第1次産業の就業者数は、年々減少しているものの、平成27年の就業者全体に占める割合が13.2%と、県全体の割合4.5%を上回り、本市の基幹産業としての役割を担っています。

また、第2次産業の就業者数12,158人は、就業者全体に占める割合が30.8%と、県全体の割合23.4%より高くなっていますが、第3次産業の就業者数22,128人の就業者全体に対する割合は56.0%となり、県全体の割合72.1%よりも低くなっています。

【産業別就業者数の推移】



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日現在)

注)就業者数の合計には、平成2年に20人、平成7年に33人、平成12年に12人、平成17年に84人、平成22年に1,866人、平成27年に2,466人の分類不能の産業を含めているため、各年の産業別就業者数の合計数値とは一致しません。

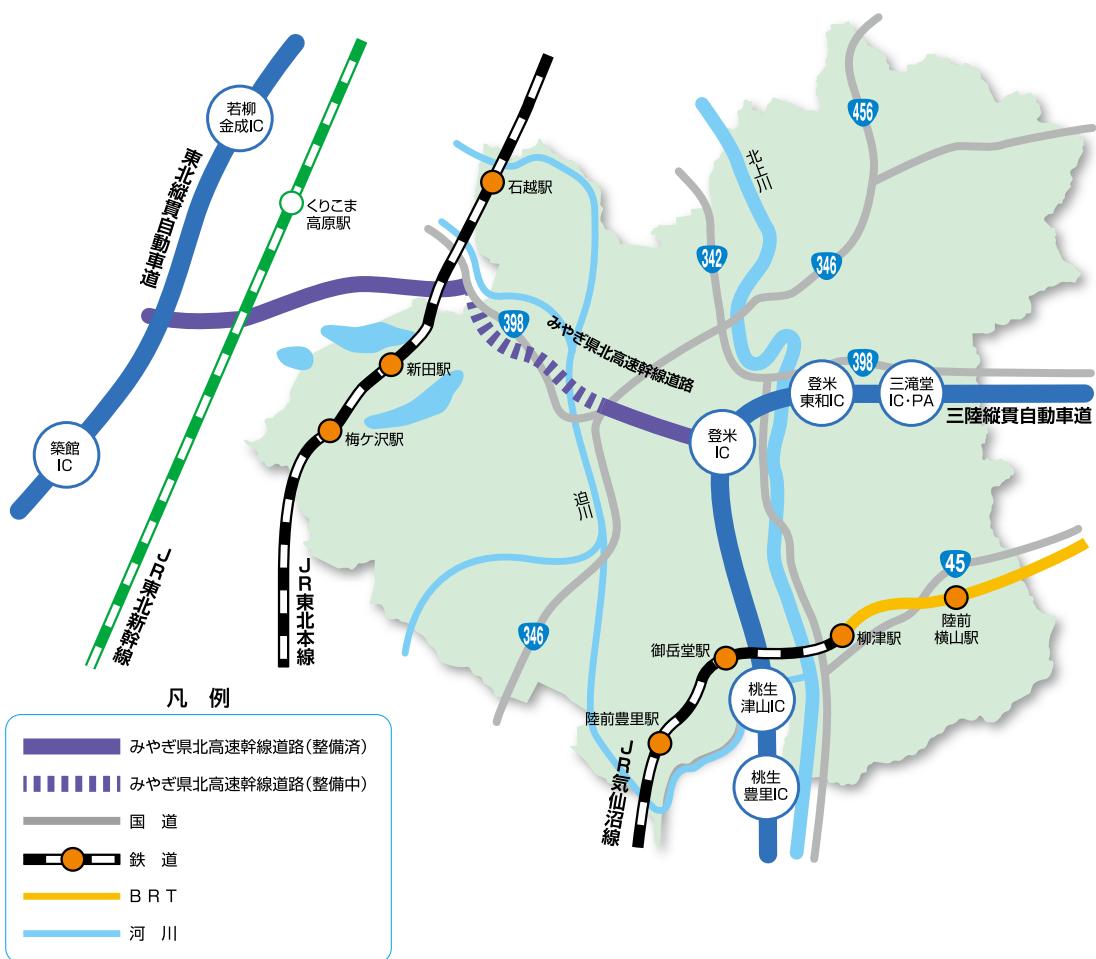
道路網は、国道5路線、主要地方道8路線、一般県道15路線を骨格に形成されているほか、市の西側に沿って東北地方の大動脈である東北縦貫自動車道が走り、市東部には三陸沿岸道路である三陸縦貫自動車道が南北に走っているなど、仙台港や仙台空港など仙台方面へのアクセスが良好です。

現在、市中心部を横断し、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路については、栗原市の区間や三陸縦貫自動車道登米インターチェンジから市中心部までの区間の整備が進み、東北縦貫自動車道や東北新幹線くりこま高原駅及び三陸縦貫自動車道までのアクセスが向上しています。

また、三陸縦貫自動車道については、インターチェンジが市内に2カ所あり、さらにパーキングエリア接続型インターチェンジが整備されているほか、三陸沿岸部への延伸整備が図られています。

鉄道網は、JR東北本線3駅とJR気仙沼線3駅が設置されており、高速バス網は、仙台方面への高速バスの発着場が2カ所設置されています。

【交通網の状況】



第3章

登米市を取り巻く情勢

第1編

序
論

第2編

基本構想

第3編

基本計画

第4編

重点戦略

資料編

本市のまちづくりを進めていくためには、地域の有する特徴や資源を最大限に活かすとともに、新たな時代の流れに対応したまちづくりが必要です。

このため、次の10年のまちづくりに向けて、第二次登米市総合計画の策定に当たっては、市民5,000人を対象としたまちづくり市民意向調査や、第一次登米市総合計画に掲げた施策の成果の検証を踏まえた上で、本市を取り巻く情勢を整理しました。

なお、基本計画の見直しに当たり、令和元年時点に修正しました。

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した日本の地域別将来推計人口では、日本の総人口は長期にわたって減少が続き、令和2年には東京都及び沖縄県を除く45道府県で減少し、令和12年以降はすべての都道府県で減少が見込まれるなど、人口急減・超高齢社会に確実に進んでいます。

令和7年には、15歳未満の年少者が10人に1人、65歳以上の高齢者が10人に4人という社会になると予想されており、人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティ機能の弱体化、労働力人口の減少や経済成長の鈍化などが連鎖し、社会保障や国・地方財政の持続性の危機につながることなどが懸念されています。

本市では、人口減少・少子高齢化への対応は喫緊の課題であり、子どもを安心して産み育て、健やかに成長できる環境づくりや、高齢者が元気に住み慣れた地域で生き生きと暮らすことのできる仕組みづくりなど、総合的な施策の推進が必要です。

(2) 産業振興と雇用創出

国では、経済の再生を図るため、一連の経済政策を強く推進してきた結果、長期にわたる回復基調を持続させてきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が停滞し、雇用情勢は悪化の傾向にあります。

本市では、企業誘致や市内企業の施設規模拡大に伴い雇用創出に一定の成果を得ているものの、新卒者の市内企業への就職率が低迷しており、若い世代の定住と人材確保が基本課題となっています。

産業は、雇用拡大と定住化につながるまちに活力を生み出す原動力であり、活力ある登米市を実現するため、企業誘致のほか、地域の豊富な資源である農産物等を活用した産業の育成や新たなビジネスの創出を図り、産業の振興を推進する必要があります。

(3) 地域医療の確保

市民が安心して必要な医療を受けることができるよう、市内医療機関の連携による地域医療・救急医療体制の強化が求められます。また、市外の高次医療機関との協力による高次救急医療体制の確保が必要です。

本市病院事業は、常勤医師及び看護師等の医療スタッフの確保が困難であり、現在の病床数や診療所を維持することが困難な状況です。

また、3病院が同様の病床機能であるため、医療提供体制が非効率的な状況にあることや、医師数の減少と診療報酬の改正による平均在院日数の短縮化などが影響し、入院・外来患者数が減少したことにより経営が悪化しており、経営の改善が喫緊の課題です。

経営改善に向けた取組として、病院・診療所の再編・ネットワーク化、病床機能の分担及び病床のダウ NS サイジングなどに取り組む必要があります。

さらに、医師確保対策や高齢化が進む現状において、全人的に診療が行え、地域医療を見据えた総合診療医が求められており、総合診療医の確保及び育成が必要です。

高度な医療は高次医療機関に付託し、一般急性期及び回復期に至った患者は登米市立病院で受け入れ、在宅・介護までつなぎ、介護・福祉施設とも連携しながら地域医療提供体制を構築することが必要です。

(4) 安全な地域社会の実現

大型台風や突発的・局地的な集中豪雨などの自然災害が、毎年発生しており、さらには新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの新しい感染症の発生など、これまで想定し得なかった事態の発生により、人々の安全で安心な暮らしへの意識が高まっています。

また、子どもが犠牲となる犯罪や事故、高齢者を狙った詐欺事件、ICT社会^{*1}の進展に伴うインターネット犯罪、個人データの流出などにより、人々の日常生活における不安も高まっています。

本市では、市民の生命と財産を守り、安全に安心して暮らせるまちづくりを実現するため、関係機関と連携・協力を図りながら、災害等に強い総合的な防災・防犯体制を確立するとともに、市民一人一人が互いに協力し、助け合える地域社会づくりが必要です。

*1【ICT社会】:ICT(Information&Communications Technology)は情報通信技術のこと。誰でも簡単に情報通信網に接続ができ、多様で自由かつ便利なコミュニケーションを行うことが可能な社会。

(5)環境問題への意識の向上

地球温暖化^{*1}や生物多様性の喪失、廃プラスチックの海洋流出など地球規模での環境問題が深刻化する中、国内においては、再生可能エネルギーへの期待の高まりとともに、環境に配慮した循環型社会^{*2}の形成に向けた更なる取組が求められています。

環境問題は、地球規模で協力して取り組む課題ですが、その原因は一人一人の日常生活に起因しているものが多くあります。恵まれた自然や生活環境が、地域を支える様々な産業や豊かな暮らしの源であるということを市民一人一人が改めて認識し、人と自然の共生を基本とした環境保全の取組を一層進め、豊かな自然環境を未来に引き継いでいかなければなりません。

本市では、登米市環境基本条例に基づき、環境保全や循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するとともに、日々の生活における環境への配慮といった活動の輪を全市的に広げていく取組が必要です。

(6)都市機能の集積とネットワークの充実

人口減少・超高齢化や過疎化等の進展に伴い、国では、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者や子育て世代などが安心して暮らせるよう、拠点機能のコンパクト化と圏域人口を確保するため、地域公共交通と連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{*3}のまちづくりを進めることが重要であるとしています。

本市では、それぞれの町域に生活圏が形成され、市民バスで市の中心市街地や学校、病院などが結ばれていますが、中心市街地と生活圏の機能を維持・向上するために、商業、公共公益施設などの都市機能の集積を推進するとともに、中心市街地と各生活圏を更なる効率的な交通網で結び、住環境を向上することが必要です。

*1【地球温暖化】：二酸化炭素などの温室効果をもたらす、ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、気候が急速に温暖化すること。

*2【循環型社会】：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

*3【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】：地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせる、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりのこと。

(7) 地域コミュニティの深化

災害時における市民の復興支援活動の広がりや社会貢献・自己啓発への価値観などが変化する中、ボランティア活動やまちづくりへの市民の参加意識が高まっています。

また、少子高齢化の進展や人口流出などにより、地域内のつながりが希薄化していく中で、持続可能な地域づくりを推進することが求められています。

本市では、平成24年3月に登米市まちづくり基本条例を制定し、協働による登米市の持続的な発展を目指した取組を推進しています。

人口減少や少子高齢化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、その変化と課題に対応し、登米市を住みよい地域として次の世代に引き継ぐため、市民や市民活動団体、コミュニティ組織等のまちづくりへの参加・参画の下、地域のつながりを深めながら協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

(8) 地方分権による新たな自治の確立

地方分権改革により、地方自治体では自己決定と自己責任の下に地域社会を築き上げていく動きが進んでいます。

また、今後、地方分権改革が進む中、住民自治を充実させ、住民が自ら地域の課題解決に当たることができるための仕組みづくりや意識啓発等を通じて、住民の理解を深め、参加・参画を促進していくことが求められています。

本市が将来にわたり、自立した地域として発展していくためには、市内各地に暮らす市民が主役となって、自らが主体的に考え、決断し、行動する地域づくりを進めていくことが重要です。

本市では、この自治の考えに基づいて、市民や地域コミュニティ組織などの関係団体との対話と連携を一層深めながら、市政の着実な推進を図り、地域の主体的な取組を積極的に支援していくことが必要です。

(9) 厳しさを増す地方財政

国の財政状況は、景気回復の継続等により税収が過去最高となる一方、急速な少子高齢化を背景とする社会保障関係費等の増大により、一般会計歳出は過去最高の100兆円を超える規模となりましたが、税収等では歳出全体の約3分の2しか賄えず、残りの約3分の1も借金に依存せざるを得ない厳しい状況であり、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となるなど、ますます厳しい状況が予想されています。

また、地方においても、社会保障関係費や公債費などの大幅な増加により、令和元年度末では、借入金残高が194兆円と見込まれており、その償還が財政を圧迫する要因になることから、地方財政は構造的にも依然として厳しい状況が続いています。

この状況に加え、全国規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応などにより、さらに厳しい状況が懸念されています。

本市では、少子高齢化の進展による社会保障関係費や、病院事業をはじめとする公営企業への繰出金などが引き続き高水準で推移していることから、財源不足により財政調整基金^{※1}から多額の繰り入れを行うなど、非常に厳しい財政運営が見込まれています。

こうしたことから、簡素で効率的な行政運営を実現するため、行政と民間が連携し、民間のアイデアやノウハウを取り入れた事業のあり方を組み立て、民間活力の活用を積極的に推進していくとともに、更なる行財政改革と財政健全化に向けた取組を実施することが必要です。

※1【財政調整基金】:年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておく地方公共団体の貯金のこと。